

第4回、第5回検討会 概要

令和3年11月18日
消費者庁食品表示企画課

第4回、第5回検討会における検討事項

令和2年3月31日 | 食品添加物表示制度に関する検討会報告書

食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かのメルクマールとなるガイドラインを新たに策定することが提案された

令和3年3月4日 | 食品添加物の不使用表示に関するガイドライン検討会 第1回

食品添加物の不使用表示の実態を把握し、類型化し、実際の表示を例として以下について検討することで合意

- ガイドラインの対象 ←食品表示基準の規定に基づき、容器包装上の表示(第1回検討会より)
- 不使用表示の類型
- 誤認につながらない表示方法 ←不使用表示を一律に禁止するものではない(2019年度検討会報告書より)
- ガイドラインの猶予期間(経過措置期間)

令和3年9月30日、10月29日 | 食品添加物の不使用表示に関するガイドライン検討会 第4回、第5回

消費者への誤認を生じさせるおそれのある食品添加物の不使用表示について、事務局において作成した類型項目の原案を基に、以下の検討を実施

- 類型項目(原案)の妥当性
- 店舗調査で得られた商品写真※を活用して類型項目(原案)の加除修正
※令和2年度「新たな加工食品の原料原産地表示制度に係る表示実態調査」から食品添加物の不使用表示が行われている商品を抜粋
- 類型項目の法的整理(事務局より食品添加物の不使用表示に関するガイドラインの構成イメージ(案)を提示)

類型項目そのものがガイドラインの骨子となる想定であり、事業者は、自社の食品表示について類型項目への該当非該当の確認を行うことで、消費者への誤認につながるおそれのある表示に関する自己点検を可能とする

誤認を生じさせるおそれのある食品添加物の不使用表示の類型項目(案)

食品表示基準上、添加物が不使用である旨の表示に関する特段の規定はなく、現状では、食品関連事業者が任意で「無添加」、「不使用」等の表示を行っており、その種類は多岐に渡っていることから、表示の一つずつについて表示禁止事項に該当するか否か確認を行うことは困難である。このため、事務局において、「誤認を生じさせるおそれのある食品添加物の不使用表示」を類型化し整理を行った。

No.	概略	詳細
①	単なる「無添加」	無添加となる対象が不明確 例:単なる「無添加」の表示
②	食品表示基準に規定されていない用語	無添加あるいは不使用と共に用いる用語が食品表示基準において規定されていない 例:「人工甘味料不使用」等、人工、合成、化学調味料、天然等の用語を使用
③	添加物の使用が法令で認められていない	当該食品に対して添加物の使用が法令上で認められていない 例:清涼飲料水に「ソルビン酸不使用」※／食品表示基準別表第5において名称の規定をもつ食品であり、特定の添加物を使用した場合に、同別表第3の定義から外れる当該添加物を無添加あるいは不使用と表示 ※ 清涼飲料水へのソルビン酸の使用は使用基準違反
④	一切の添加物の不使用を想起	添加物を使用しているのに、添加物が全く使用されていないことを想起させる 例:大きく「無添加」と表示した側に小さく「保存料、着色料」の表示(保存料、着色料以外は使用)
⑤	同一機能・類似機能(添加物)	「〇〇無添加」、「〇〇不使用」としながら、〇〇と同一機能、類似機能を有する他の添加物を使用している 例:「保存料不使用」としながら日持ち向上目的で添加物を使用／合成着色料不使用としながら既存添加物の着色料を使用
⑥	同一機能・類似機能(原材料)	「〇〇無添加」、「〇〇不使用」としながら、〇〇と同一機能、類似機能を有する原材料を使用している 例:化学調味料を使用していない旨の表示をしながら、原材料として、アミノ酸を含有する抽出物を使用／乳化剤を使用していない旨を表示しながら卵黄など乳化作用をもつ原材料を使用

誤認を生じさせるおそれのある食品添加物の不使用表示の類型項目(案)

No.	概略	詳細
⑦	健康、安全と関連付ける	<p><u>無添加あるいは不 사용을健康や安全の用語と関連付ける</u></p> <p>例: 体にいいこと理由として無添加あるいは不 사용을表示 / 安全であること理由として無添加あるいは不 사용을表示</p>
⑧	健康、安全以外と関連付ける	<p><u>健康、安全以外の、賞味期限及び消費期限、添加物の用途、おいしい等と関連付ける</u></p> <p>例: 「保存料不使用なのでお早めにお召し上がりください」 / 製品が変色する可能性理由として着色料不使用を表示 / おいしい理由として無添加あるいは不 사용을表示</p>
⑨	添加物の使用が予期されていない	<p><u>消費者が通常その食品に添加物が使用されていることを予期していない</u></p> <p>例: 食品元来の色を呈している食品に「着色料不使用」 / 同種の商品が一般的に当該添加物を使用していないことから、消費者が当該添加物の使用を予期していない商品に対して、当該添加物の不 사용을表示</p>
⑩	強調	<p><u>過度に無添加あるいは不使用するの文字等を使用している</u></p> <p>例: 場所を変えて複数回、〇〇を使用していない旨を記載する / 一括表示欄よりも大きな文字や目立つ色を使用して「〇〇不使用」</p>
⑪	加工助剤、キャリアオーバー	<p><u>加工助剤やキャリアオーバーとして使用されている(又は使用されていないことが確認できない)</u></p> <p>例: 最終製品に「保存料不使用」の表示をしているが、原材料に保存料を使用している / 原材料の製造工程において添加物が使用されていないことが確認できないため、自社の製造工程に限定する旨の記載と共に無添加あるいは不 사용을表示</p>

ガイドラインの構成イメージ(案)

1. 趣旨

食品添加物の不使用表示について、食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)に規定された表示禁止事項に該当するか否かのメルクマールとなるガイドラインを新たに策定することとした旨を記載

2. 対象

食品表示基準の規定に基づき、容器包装上の表示である旨を記載

3. 食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するおそれのある表示

(1) 第9条第1項の規定に該当するおそれのある表示

※類型項目名、当該類型の説明及び表示例の記載

(2) 第9条第1項の規定に直ちに該当しないものの、消費者への誤認を生じさせるおそれのある表示

※類型項目名、当該類型の説明及び表示例の記載

4. その他留意点

行政、消費者団体、事業者団体等がそれぞれの強みをいかして連携し、対象とする世代に応じた取組により、普及啓発に努める旨を記載

5. 適用期日

事業者における一定の準備期間を踏まえた経過措置期間を記載

類型項目①～⑪について、
いずれに該当するか検討

ガイドラインの構成イメージ(案) 参考:食品表示基準第九条

(表示禁止事項)

第九条 食品関連事業者は、第三条、第四条、第六条及び第七条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用加工食品の容器包装に表示してはならない。

- 一 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語
 - 二 第三条及び第四条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語
 - 三 乳児用規格適用食品以外の食品にあつては乳児用規格適用食品である旨を示す用語又はこれと紛らわしい用語
 - 四 分別生産流通管理が行われたことを確認した非遺伝子組換え農産物を原材料とする食品(当該食品を原材料とするものを含む。)以外の食品にあつては、当該食品の原材料である別表第十七の上欄に掲げる作物が非遺伝子組換え農産物である旨を示す用語
 - 五 組換えDNA技術を用いて生産された農産物の属する作目以外の作目を原材料とする食品にあつては、当該農産物に関し遺伝子組換えでないことを示す用語
 - 六 産地名を示す表示であつて、産地名の意味を誤認させるような用語
 - 七 ナトリウム塩を添加している食品にあつては、ナトリウムの量
 - 八 機能性表示食品にあつては、次に掲げる用語
 - イ 疾病の治療効果又は予防効果を標榜する用語
 - ロ 第七条の規定に基づく栄養成分の補給ができる旨の表示及び栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示をする場合を除き、消費者庁長官に届け出た機能性関与成分以外の成分(別表第九の第一欄に掲げる栄養成分を含む。)を強調する用語
 - ハ 消費者庁長官の評価、許可等を受けたものと誤認させるような用語
 - ニ 別表第九の第一欄に掲げる栄養成分の機能を示す用語
 - 九 栄養機能食品にあつては、次に掲げる用語
 - イ 別表第十一に掲げる栄養成分以外の成分の機能を示す用語
 - ロ 特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語
 - 十 保健機能食品(特定保健用食品、機能性表示食品及び栄養機能食品をいう。以下同じ。)以外の食品にあつては、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語
 - 十一 屋根型紙パック容器の上端の一部を一箇所切り欠いた表示(ただし、牛乳について、別表第二十一に掲げる方法により表示する場合を除く。)
 - 十二 等級のある日本農林規格の格付対象品目であつて、等級の格付が行われた食品以外のものにあつては、等級を表す用語
 - 十三 その他内容を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示
- 2 前項に規定するもののほか、別表第二十二の上欄に掲げる食品にあつては、同表の下欄に掲げる表示禁止事項を容器包装に表示してはならない。

類型項目（原案）に対する委員の意見

No.	概略	詳細
①	単なる「無添加」	<p>無添加となる対象が不明確 例：単なる「無添加」の表示</p>

（消費者系委員）

- 何が不使用、無添加なのかわからない。“不使用”“無添加”の内容を明確化することを求めたいところだが、原材料表示を確認すれば使用されている原材料はわかるので、どこまで要求するかは議論の余地があると思う。一方、キャッチコピーの一部と考えるならば、“不使用”“無添加”の表示に対して、規制をかけることは行き過ぎのようにも感じる。
- 商品の情報を正確に伝えておらず、添加物を一切使用していないと誤認させることから不適切であり、9条違反のメルクマールとすべきと考える。
- 何を添加物として使用していないのか、具体的に添加していない物質が分からない表示は問題だと思います。

（事業者系委員）

- 消費者に対し添加物が全く入っていないことを想起させる表現。優先的に規制すべき対象。
- 対象が不明瞭なものは、そもそも曖昧であり誤認を招く。
- 「無添加」のみの記載であると、何が無添加なのか伝わらないと考えます。
- 単なる「無添加」と強調表示すると、何を加えていないのかが分からないので、第9条に該当すると考える。
- 無添加の対象が明確でなく、消費者が自分の判断で、何が添加されていないかを判断することになるため、結果として誤認に繋がることもある。一方、9条1項各号、2項別表の規定のような明確な誤認ではないため、ガイドラインで規制の対象とする類型項目とはならないと考える。

（法令有識者委員）

- ただの「無添加」では意味が分からない。「何」を対象にしているか、不明。添加物が対象なのか、原材料の中の「何か」も含む概念なのかわからない。また、添加物の具体的内容も不明。消費者に、正しく情報提供するための表示を行うためには、添加物の〇〇を使用していないということを表示したいのであれば、具体的に使用していない添加物を明示した上で、〇〇不使用とする必要があると考える。
- 事実が記載されている限り、9条の禁止事項には原則として該当しがたい。

類型項目(原案)に対する委員の意見

No.	概略	詳細
②	食品表示基準に規定されていない用語	無添加あるいは不使用と共に用いる用語が食品表示基準において規定されていない 例:「人工甘味料不使用」等、人工、合成、化学調味料、天然等の用語を使用

(消費者系委員)

- 当該事業者が食品表示基準を理解できていないがゆえの表示ではないかと思う。(消費者からの信頼に悪影響が出るのではないか。)
- 規定されていない用語を使うことは、リスク管理の考え方を否定することにもつながり、消費者に正しい情報が伝わらなくなることから不適切であり、9条違反のメルクマールとすべきと考える。
- 現在の日本うま味調味料協会(旧、日本化学調味料工業協会)は「化学」という言葉から連想される「化学合成食品」とか「非自然由来食品」といった負のイメージからの転換を図るため「うま味調味料」という表現に変更、その使用を進めてきた結果、1990年(平成2年)に日本標準商品分類(現総務省)、1993年(平成5年)に計量法(経済産業省)、2002年(平成14年)に日本標準産業分類(総務省)で「うま味調味料」の表記が採用されています。辞書では『大辞泉』増補・新装版が「化学調味料」、『大辞林』第2版と『広辞苑』第5版が「旨(うま)味調味料」を見出し語としています。今後は自然に化学調味料という表現は無くなって行くのではないのでしょうか。

(事業者系委員)

- 表現の自由を尊重するより情報を正しく伝える事が必要。
- 表示基準から削除されたことを考慮に入れ、使用すべきではない。
- 食品表示基準において規制されている表現を使うメリットはないと考えます。(存在しない用語を使用しての説明ができない。)
- 人工、合成、化学、天然を冠した用語の使用は、過去からの法令改正の主旨との整合性を図る点から禁止すべき。
- 消費者は人工甘味料や化学調味料という定義(分類)があると誤認する。人工、合成、化学調味料については、添加物検討会で用語として好ましくないとの整理があったことから、上記の誤認を前提に規制することとし、ガイドラインの対象とする類型項目に位置付けてはどうか。一方、食品表示基準で用いられている用語という基準は対象が広すぎて類型項目になじまないし、誤認の程度を判断できない。このため、人工、合成、化学調味料等に限定して類型項目としてはどうか。

(法令有識者委員)

- 化学調味料不使用、合成〇〇不使用について、これらの用語はきちんとした定義があるわけではなく、何を使用していないか意味不明である。また、一方では、これらの用語が使用されてきた歴史的な経過の中で、少なくない消費者には「健康に良くないもの」といったイメージが伴うものとなっていると思われる。すると、「使用していない商品」の方が、使用している商品よりも健康に良い、つまり品質が良いというイメージを消費者に持たせるという効果があると思われ、不当な表示と評価すべきことになるのではないか。
- 当該用語に対して、消費者に一定の理解があるものについて、9条との関係で一概に「事実と反する」とまで評価できるかは慎重に考えるべき。

類型項目(原案)に対する委員の意見

No.	概略	詳細
③	添加物の使用が法令で認められていない	<p>当該食品に対して添加物の使用が法令上で認められていない</p> <p>例: 清涼飲料水に「ソルビン酸不使用」※／食品表示基準別表第5において名称の規定をもつ食品であり、特定の添加物を使用した場合に、同別表第3の定義から外れる当該添加物を無添加あるいは不使用と表示</p> <p>※ 清涼飲料水へのソルビン酸の使用は使用基準違反</p>

(消費者系委員)

- 食品の名称が意味するところの誤認につながる。
- そもそも法令で使用できないもの無添加・不使用と表示することに矛盾があり、誤認させることから不適切であり、9条違反のメルクマールとすべきと考える。

(事業者系委員)

- 消費者に対し添加物が全く入っていないことを想起させる表現。優先的に規制すべき対象。
- 法令上認められていないものを敢えて不使用とするのもおかしい。
- 消費者に誤認、不信感を与える表現と考えます。
- 製品への使用が法令で禁止されている食品に不使用と表示をすることは第9条に該当すると考える。コーデックスガイドラインにおいても規定されている。
- 9条1項1号や2号の規定に抵触することになると考えられるが、著しい優良誤認に該当するか等の検証は必要。

(法令有識者委員)

- 法令に違反したり矛盾する表示は不適切な表示として排除される必要がある。
- 真実でも問題ではないか。禁止しても差し支えないとは思われる。但し、9条との関係でどう位置づけうるかは要検討。

類型項目(原案)に対する委員の意見

No.	概略	詳細
④	一切の添加物の不使用を想起	<p>添加物を使用しているのに、添加物が全く使用されていないことを想起させる</p> <p>例: 大きく「無添加」と表示した側に小さく「保存料、着色料」の表示(保存料、着色料以外は使用)</p>

(消費者系委員)

- 「食品添加物」が全く使用されていないことを想起する。
- 無添加・不使用表示とその対象を表示した文字との大きさや色合いの違いが、一見すると添加物を一切使っていない印象を与えることから、消費者に誤認させると思われ不適切であり、9条違反のメルクマールとすべきと考える。ただし類似商品で一般的には使われている添加物を、企業努力により一切使用していない場合もあり、全面禁止は厳しいのではないかという考え方もある。
- 特に問題なし。

(事業者系委員)

- 誤認をされないように文字サイズの規制をすべき。
- 紛らわしい表示であり、誤認を招く。
- 消費者に誤認、不信感を与える表現と考えます。
- 他の食品添加物が使用されている場合に、「すべて」、「一切」、「等」、「をはじめとした」等の用語を用いて不使用を強調することは、一切の食品添加物が使用されていないかの誤認を招くので、第9条に該当すると考える。
- よく見れば特定の添加物を使用していないとの表示であるが、無添加表示の強調度合いによっては全ての添加物が無添加との誤認を与えかねない。一方、無添加の対象を記載している点では、No.①よりも情報提供しており、全て無添加と誤認させる場合の基準を明確化する必要がある。(文字の大きさ、色、配置など)。この整理が出来ればガイドラインの類型項目になると考える。

(法令有識者委員)

- 大きく「一切添加物を使用していない」と表示し、小さな文字でたとえば「保存料は除く」と表示することは矛盾した表記である上に、小さな文字は消費者が気づきにくいもので、誤認を与える意図があると思われても仕方がない不当表示である。
- 記載内容が事実である限り、直ちに禁止すべきものとは言えず、原則としては問題にならないのではないか。

類型項目（原案）に対する委員の意見

No.	概略	詳細
⑤	同一機能・ 類似機能 (添加物)	<p>「〇〇無添加」、「〇〇不使用」としながら、〇〇と同一機能、類似機能を有する他の添加物を使用している</p> <p>例:「保存料不使用」としながら日持ち向上目的で添加物を使用／合成着色料不使用としながら既存添加物の着色料を使用</p>

（消費者系委員）

- ある程度注意をして読めば、誤認はしない。消費者も注意して表示を読まなければならないと気づく。
- 消費者に印象の悪い添加物を使っていないと思わせる事業者の意図が感じられ、情報としても正確ではなく誤認させることから不適切であり、9条違反のメルクマールとすべきと考える。

（事業者系委員）

- 規制対象とすべき。訴求した商品が優良と認識される為。
- 紛らわしい表示であり、誤認を招く。
- 「砂糖不使用」と表現し、甘味料を使用する場合もあり、添加物のみ表現を規制するのはバランスを欠くと考えます。
- 同一機能、類似機能を有する他の食品添加物を使用している場合に不使用を強調すると、そのような食品添加物をすべて使用していないかの誤認を招くので、第9条に該当すると考える。コーデックスガイドラインにおいても規定されている。
- 事実に基づく表示であり、9条1項各号に明確に違反しているとの整理は出来ないことから、ガイドラインの対象となる類型項目にはならないと考える。

（法令有識者委員）

- 〇〇不使用との表示をする以上は、同じ機能や類似機能を持つ別の添加物を使用している場合には、その点も明示すべきと考える。
- もとものの添加物表示ルールには従った内容であるとすれば、9条との関係で、事実と反する記載とまで直ちに評価して良いか疑問。

類型項目(原案)に対する委員の意見

No.	概略	詳細
⑥	同一機能・類似機能 (原材料)	「〇〇無添加」、「〇〇不使用」としながら、〇〇と同一機能、類似機能を有する原材料を使用している 例: 化学調味料を使用していない旨の表示をしながら、原材料として、アミノ酸を含有する抽出物を使用 ／乳化剤を使用していない旨を表示しながら卵黄など乳化作用をもつ原材料を使用

(消費者系委員)

- 原材料にまで言及すると、事業者にとっては、大きなお世話かもしれない。ここまではふみこめないのではないか。
- 消費者に印象の悪い添加物を使っていないと思わせる事業者の意図が感じられ、情報としても正確ではなく誤認させることから不適切であり、基本的には9条違反のメルクマールとすべきと考える。

(事業者系委員)

- 規制対象とすべきではない。お客様の選択の機会を阻害する。
- 添加物不使用を強調することで添加物の信頼性を貶め、消費者の正確な理解を妨げていると考えれば問題のある表示だが、一方で添加物を使用していないことも事実であり、判断が難しいのではないか。
- 類似機能の原材料・添加物を好まれる消費者が、商品を選択をする上での情報と考えます。
- 同一成分を含有する、家庭では通常使用されない代替原材料を使用した場合の不使用表示は、製品に含有されていないとの誤認につながるもので、明らかに第9条に該当する。海外では、蛋白加水分解物や酵母エキスを使用した場合における「うま味調味料不使用」の表示を規制している。コーデックスガイドラインでも規定されている。
- 事実に基づく表示であることから、9条1項各号に明確に違反しているとの整理は出来ず、ガイドラインの対象となる類型項目にはならないと考える。

(法令有識者委員)

- 原材料で使用していても、添加物は使用していないのであれば、誤認には結びつかないのではないか。
- もとものの食品・食品添加物の区分や表示のルールに従った内容であるとするれば、9条との関係で、事実と反する記載とまで直ちに評価して良いか疑問。

類型項目(原案)に対する委員の意見

No.	概略	詳細
⑦	健康、安全 と関連付ける	<p>無添加あるいは不使用を健康や安全の用語と関連付ける</p> <p>例: 体にいいこと^①の理由として無添加あるいは不使用を表示／安全であること^②の理由として無添加あるいは不使用を表示</p>

(消費者系委員)

- 安全に関するミスリードを招く表示は禁止されるべきと思う。
- 現在使用されている食品添加物は、食品安全委員会で安全性や健康への影響がないことを確認するなど、国に認められているものなので、健康や安心と結び付けて表現することは、消費者の食品安全行政への理解を妨げ、また食品添加物そのものを誤認させることから不適切であり、9条違反のメルクマールとすべきと考える。
- 科学的説明不足。誤認につながる。

(事業者系委員)

- 優先的に規制すべき対象。
- 関連性がない、事実と異なる。添加物に対する消費者の正しい理解を妨げている。
- 表現を規制すべきと考えます。添加物が体に悪いと連想、助長させる表現と考えます。
- 健康や安全と関連付けて不使用を強調することは、第9条に該当すると考える。コーデックスガイドラインで禁止されている。
- 無添加、不使用が健康危害と関連付けて標記されることは、添加物を使用した商品の安全性について誤認を与える。

(法令有識者委員)

- 商品の品質についての誤認を与える表示に該当すると考える。
- 「健康」「安全」と明示的に関連付けることは、事実と反すると評価して1号該当性を検討するのか、考え方の整理が必要。積極的に認める必要性は乏しいように思われる。

類型項目(原案)に対する委員の意見

No.	概略	詳細
⑧	健康、安全以外と関連付ける	健康、安全以外の、賞味期限及び消費期限、添加物の用途、おいしい等と関連付ける 例:「保存料不使用なのでお早めにお召し上がりください」/製品が変色する可能性の理由として着色料不使用を表示/おいしい理由として無添加あるいは不使用を表示

(消費者系委員)

- 保存方法は、科学的な方法・基準で決まっており、保存料の使用不使用のみで保存性が決まっているのではないことへの理解に悪影響が出ることが懸念される。
- 添加物の使用不使用に係わらず、開封後は適切な保存や、早めに使い切る必要があり、無添加・不使用を商品管理上の注意と結び付けて表現することは不適切であり誤認を招くことから、9条違反のメルクマールとすべきと考える。ただし、消費者への注意喚起として必要な場合も考えられる。(「漂白剤不使用のため、褐変する部分もありますが、品質上問題ありません」など)
- 取り扱い上の丁寧な説明であり全く問題なし。

(事業者系委員)

- 規制対象とすべきではない対象。添加物の有無で商品の品質に差が明らかな場合、消費者へ及ぼす影響が懸念される為。
- 明確な関連性がない場合は表示として不適切。仮に、個々の商品に関連性があったとしても、商品全般に関連性が認められない内容は消費者の誤認につながる恐れがあり、表現として使用すべきでない。
- 注意喚起で必要になる場合もあり、消費者にとってわかりやすい表現と考えます。
- 不使用を過度に強調したうえで、他の表示事項と関連付けられている場合は第9条に該当すると考える。
- 健康、安全という表現は使わないものの、添加物の不使用を保存方法や賞味期限など食の安全性に関わるような表示事項と関連付けた表現は、安全性に係る消費者の誤認を招く可能性がある。

(法令有識者委員)

- 「保存料を使用していないので、早く食べる必要がある」旨の表示をすることによって、消費者に、「保存料を使用している食品より良質である」というイメージを持たせる効果がある(メーカーとしては、そういう期待をして表示をしている?)とすれば、その商品についての品質について誤認を与える表示に当たるとも考えられるのではないか。
- 関連付けることが即問題なのではなく、関連付ける以上その内容の真実性が問われるだけで、事実在即するのであれば、問題にすべきではないのではないか。

類型項目(原案)に対する委員の意見

No.	概略	詳細
⑨	添加物の使用が 予期されていない	<p>消費者が通常その食品に添加物が使用されていることを予期していない</p> <p>例: 食品元来の色を呈している食品に「着色料不使用」/同種の商品が一般的に当該添加物を使用していないことから、消費者が当該添加物の使用を予期していない商品に対して、当該添加物の不使用を表示</p>

(消費者系委員)

- 予期していないものに「不使用」は誤認するので、不可。
- 消費者が使用を予期していないものに不使用表示があると、一般的な同種の商品にはその添加物が使用されているとの誤認を招くので不適切であり、9条違反のメルクマールとすべきと考える。ただし予期しているかは人それぞれなので、全面的に9条違反のメルクマールとなるか検討が必要ではないかという意見もある。
- 輸入された塩蔵生姜は漂泊し着色され販売されるなどがある。他に、水煮グリーンピースは着色して販売しているものもあります。濃く着色していなくても、水煮することで色が悪くなり見栄えをよくするために薄く着色している同様の他製品は無いのでしょうか。もう少し検討する必要あり。

(事業者系委員)

- 優先的に規制すべき対象。
- すでに食品表示基準Q&A加工-90の2で「適切でない」とされている。
- 消費者が予期しているか、していないか判断が難しいのではないかと思います。
- 不使用を過度に強調したうえで、消費者が、通常、その食品に対象となる食品添加物が使用されていることを予期していない場合は、第9条に該当すると考える。コーデックスガイドラインで規定されている。
- 通常予期していないとの条件が曖昧であり、消費者の知識水準によって誤認の程度が異なるため、必ず誤認するとまでは考えられない。

(法令有識者委員)

- 不適切な表示であり、使用すべきでないと考える。
- どの程度同種製品が「不使用」になった場合に「予期していない」と評価するのかや、製造時期によって評価が異なる場合がある等、基準が問題。

類型項目(原案)に対する委員の意見

No.	概略	詳細
⑩	強調	<p>過度に無添加あるいは不使用の文字等を使用している</p> <p>例: 場所を変えて複数回、〇〇を使用していない旨を記載する／一括表示欄よりも大きな文字や目立つ色を使用して「〇〇不使用」</p>

(消費者系委員)

- 強調することによる消費者のミスリードの可能性について、事業者がどのように評価し、決定したのかを知りたい。
- 原材料や食品添加物の使用に関しては義務表示で確認できることが本来の表示の在り方であり、無添加・不使用の任意表示が過度に強調され、数か所で使われることで、消費者の目が義務表示に向かなくなることにつながる恐れがあると思われ、消費者の誤認に繋がることから不適切であり、9条違反のメルクマールとすべきと考える。
- ワイン造りではブドウの段階、果汁の状態、アルコール発酵時、ボトリング前などに酸化防止剤(二酸化硫黄)は昔から使われてきています。ワインを製造する際に使う必要のない添加物を〇〇無添加と強調した表示であれば問題ですが、企業の研究や努力によって酸化防止剤(二酸化硫黄)を使用しないワインがつくられ、それに酸化防止剤無添加と表示することは全く問題ないと考えます。同じようなワインが並ぶ中、瓶の裏に小さく書いても製法が分かるわけでは無く、優良誤認にあたると思えません。

(事業者系委員)

- 規制対象とすべきではない対象。企業の常識にお任せします。
- 一括表示より大きい、小さいという議論は他の表現にも規制がかかる可能性がある。論点は、特定の強調表現が許されるかにした方が良く考えます。
- 他の類型と組み合わせさせた場合、相手方の類型を誤認する程度が大きくなり、第9条に該当すると考える。
- 単に、強調表示を追加することでどこまで明確な誤認になるか判断できず、ガイドラインの類型項目には該当しない。

(法令有識者委員)

- 消費者が一括表示を見ることを妨げることになるので、このような表示はすべきではないと考える。
- 事実在即している限り、強調だけで直ちには9条違反にならないように思われ、一括表示欄より大きいか否かを基準とするのは適切かどうかそもそも疑問。

類型項目(原案)に対する委員の意見

No.	概略	詳細
⑪	加工助剤、 キャリアオーバー	加工助剤やキャリアオーバーとして使用されている(又は使用されていないことが確認できない) 例:最終製品に「保存料不使用」の表示をしているが、原材料に保存料を使用している／原材料の製造工程において添加物が使用されていないことが確認できないため、自社の製造工程に限定する旨の記載と共に無添加あるいは不使用を表示

(消費者系委員)

- 事業者は消費者への情報提供を丁寧にすることが大事。
- 「製造工程において」無添加・不使用と表示することで、その商品自体に食品添加物が使われていないと誤認させることから不適切であり、9条違反のメルクマールとすべきと考える。
- キャリーオーバーまで問題にする必要性は感じません。

(事業者系委員)

- 規制すべき対象。表現方法と確認手順をルール化をすべき。
- すでに、食品表示基準Q&A加工-90の1で「添加物を表示していない旨の表示はできない」とされている。
- 例えば「食品添加物無添加」という表現を使用するのであれば、キャリアオーバー含め確認して表現すべきと考えます。
- 加工助剤やキャリアオーバーとして使用されている場合、或いは使用されていないことが確認できない場合に不使用が強調されると、製造工程全体で使用していないとの誤認を招くので、第9条に該当すると考える。
- 加工助剤やキャリアオーバーまで含めて消費者が誤認をすとの考え方は、消費者がそこまで厳密に添加物の無添加を捉えているとは考えにくく、明確な誤認を与えとは考えられない。

(法令有識者委員)

- キャリーオーバー、加工助剤については、使用していないことが確認できている場合を除いて、不使用・無添加の表示をすべきではないと考える。メーカーには、消費者が誤認することがなく、正しく理解できるような表示をするべきだと考える。
- キャリーオーバーに関する表示ルールは守られていることと扱われる(そのことの当否は別)こととのバランスを失しないかは要検討。